

アフリカ知的財産ニュースレター 2015年8月号 (Vol. 2)

前号において、商標の国際登録に関する「マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）」がアフリカにおいて論議を引き起こしていることに触れた。本号では、この問題をさらに詳細に検討する。

＜アフリカにおけるマドリッド・プロトコル：序論＞

マドリッド・プロトコルは、1つの国際登録を通じて、加盟国に拠点を有する企業が、簡易、迅速かつ低廉な手段で自社商標を他の加盟国において登録することを可能とする条約である。例えば、日本はマドリッド・プロトコルに加盟していることから、企業が日本国内で自社商標の登録出願を行った場合、その企業は、マドリッド・プロトコルに基づき、自らが登録を希望する加盟国を可能な限り多く指定して、当該商標の国際登録を行うことができる。

国際登録出願はスイスに所在する世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局に提出され、当該願書の写しが、国際事務局により出願時に指定された国すべての知的財産庁に送付される。そして、当該指定された各国の知的財産庁が、一定期間（12か月又は18か月（各国の宣言による））に、当該国における拒絶の通報を行わない限り、当該国において商標の保護が確保されることとなる。

＜アフリカ諸国の加盟状況＞

アフリカの多数の国がマドリッド・プロトコルの加盟国になっている。これに加盟しているアフリカ諸国を以下に列挙してみよう。

ボツワナ、エジプト、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ

なお、アルジェリアは、「マドリッド協定」の加盟国であるが、マドリッド・プロトコルには加盟していない。同国は 2015 年 10 月 31 日付でマドリッド・プロトコルの加盟国となる予定である。

さらに、アフリカ知的財産機関（OAPI）もマドリッド・プロトコルに調印している。OAPI はアフリカのフランス語圏の大半をカバーする地域知的財産同盟である。OAPI の所管する登録制度はある意味で、1 つの登録がすべての加盟国に適用される欧州連合の共同体商標登録制度に類似している。しかしながら、OAPI の場合、各国登録という選択肢が存在しない。言い換えると、OAPI 加盟国において商標保護を取得するには OAPI の登録を経るしかない。

OAPI の登録制度は以下の国々で適用されている。

ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、コモロ連合

マドリッド・プロトコルに基づく国際登録によって、上に列挙したアフリカ 35 か国のいずれか又は全部をカバーできることになる。これはすなわち、全アフリカ諸国の半数以上が登録の対象になることを意味する。一見したところでは、これは朗報である。だが、アフリカにおける国際登録については、深刻な問題がいくつか存在している。以下、それぞれの問題を個別に論じる。

<行政面の課題>

マドリッド・プロトコルに加盟しているアフリカ諸国のうち、いくつかの国はそのシステムを運用できずにいる。特に、これらの国の知的財産庁は、上述の一定期間（12 か月又は 18 か月）に審査できていない。このため、マドリッド・プロトコルでは、指定国の官庁が、一定期間（12 か月又は 18 か月）に拒絶する旨の通報を WIPO の国際事務局にできているにもかかわらず、これらの国では、国際登録が無条件で有効になってしまう恐れがあるのである。

識別力の欠如や先行権利といった問題についての審査を回避できることは、国際登録を出願する企業にとって有利と見えるかもしれない。しかし、国際登録によって影響を受ける第三者から、将来、その国際登録が誤ってなされたという理由で当該国における国際登録の取

消しを請求される可能性が高まる。現状において国際登録の審査が全く実施されていないか極めて限定的かつ予測不能な方法で行われているとみられる国の例としては、ガーナ、ケニア、ボツワナが挙げられる。

<コモン・ロー諸国に関わる問題>

アフリカには「コモン・ロー諸国」と呼ばれる国が多数存在する。これらの国々の多くはかつて大英帝国の一部であり、現在は英連邦の一角を占めているため「英国法系諸国」と呼ばれることもある。これらの国に共通するのは、国際法と国内法に関していわば「二元論アプローチ」を採用しているという点である。つまり、マドリッド・プロトコルのような国際協定ないし国際条約は、当該国がその条約を批准した時点で自動的に同国の国内法の一部に取り込まれるわけではなく、もう一段階のステップが必要とされる。すなわち、その国の議会もしくは立法機関が法令によって明示的に国際条約を国内法に編入しなければならない。この点は、「シビル・ロー諸国（大陸法系諸国）」のうちの主要諸国における国際条約の取扱いとは対照的である。

コモン・ロー諸国の1つが国際条約を批准した後で、法令によって当該条約を国内法に編入しなかった場合、特に、国際条約と国内法との間に矛盾が存在する場合には、どのような結果が生じるかは明瞭とはいえない。この問題に関して英国の裁判所が示した判決が何件かあるが、その見解は一致していない。オーストラリアの裁判所が示した判決も複数ある。国際条約が国内法に抵触する場合その条約は無視される、という見解が好まれているようである。これを国際登録という文脈において適用するならば、マドリッド・プロトコルを批准したあるコモン・ロー国家の国内法に国際登録に関する規定がない場合、その登録は当該国において無効又は権利行使不能ということになり得る。

エジプトとスーダン（イギリスによる統治の歴史があるため）かつてはコモン・ロー諸国に該当すると考えられていたが、両国の登録機関及び裁判所が現在採用している方針が示すところによれば、これらの国は、条約をそのまま国内的効力を有するものとして扱う主要な大陸法系諸国と歩調を合わせていると考えられる。ただし、特にスーダンの場合、国際登録を支持した一定の判決を不服として上訴が提起される可能性が僅かながら残されている。

エジプトとスーダンのような例はあるものの、マドリッド・プロトコルを批准しているアフリカ諸国のうちいくつかは現にコモン・ロー諸国に該当する。しかし、これらの国の中には、マドリッド・プロトコルの規定を国内法に編入する法案が採択されたおかげで国際登録に関する問題が存在しない国も少数ある。マドリッド・プロトコルを承認するのに必要な国内法が既に採択されているコモン・ロー諸国は以下のとおりである。

ボツワナ、ガーナ、ケニア

なお、ガーナの場合、マドリッド・プロトコルを国内法に編入する法令が発効したのは2014年になってからであるため、2014年より前に取得された国際登録には脆弱性が存在するかもしれない。

その他のマドリッド・プロトコルを批准しているコモン・ロー諸国のうち多くの国々はそれを国内法に編入する国内法令を制定していない上、これらの国の商標法には、国際条約と国内法との抵触が生じた場合に国際条約が優越することを明記した規定も存在しない。このような国々においては、国際登録の有効性及び権利行使可能性をめぐって深刻な疑義が存在する。この問題はまだ法廷に持ち込まれていないが、上記のいずれかの国において国際登録侵害で提訴された者が登録の無効及び権利行使不能を主張することにより訴えに対して抗弁する事態が生じるのは避けられないと考えられる。このような国の国名を以下に挙げておく。

レソト、リベリア、ナミビア、シエラレオネ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ

レソトに関しては、同国の法令（1989年産業財産令）には次のような一般規定が含まれている。「レソトを締約国とする国際条約の産業財産に係る規定はこの産業財産令の対象となる事項に適用され、かつ、前記規定がこの産業財産令の規定と抵触する場合には、国際条約の規定が優越する」。

ただし、実際にはレソトはコモン・ロー諸国の1つである。したがって、上記の一般規定があるからといって、国際条約がレソトで効力を持つために当該条約は国内立法機関の立法措置により国内法の形に明示的かつ具体的に変換されなければならないとする要件を回避し得ない。

さらに、完全を期すためにナミビアとリベリアにも言及しておく。これらの国ではマドリッド・プロトコルを国内法に取り込む法令が以前から存在しているが、その法令はいずれの国においても発効していない。ジンバブエはごく最近になってマドリッド・プロトコルを批准し、これを国内法に編入する立法の採択を約束したものの、この約束は未了の状態である。

なお、マドリッド・プロトコルを批准したアフリカ諸国には、いくつかの大陸法系諸国が含まれる。これらの国においては、この点において国際登録に関わる問題は存在しない。

そのような国を以下に列挙しておく。

マダガスカル、モロッコ、チュニジア

<OAPI に関する問題>

アフリカにおけるマドリッド・プロトコルにまつわる第 2 の問題は、OAPI に関係している。OAPI はごく最近、2015 年 3 月 5 日付で、加盟地域として国際登録制度に参加した。OAPI がマドリッド・プロトコルを批准した結果として、現在、マドリッド・プロトコルに基づく国際登録出願の際に OAPI を指定することにより、OAPI 加盟国において商標保護を取得することが可能になっている。以前であれば、日本企業は別途カメルーンにある OAPI 事務局に直接 OAPI 登録を出願するほかなかった。

ただし、国際登録の際に OAPI を指定することの有効性及び権利行使可能性については、懸念が存在する。この懸念の理由はコモン・ロー諸国に関係する先の理由とは全く異なったものである。OAPI は大陸法系諸国の同盟であって、明らかにコモン・ロー諸国に該当しないからである。それでもなお、OAPI によるマドリッド・プロトコルの批准が無効とされるのではないかという正に現実の懸念が存在する。

この懸念の理由は、OAPI がその管理理事会の決議によってマドリッド・プロトコルを批准したという点にある。これに対し OAPI 加盟国で実務に携わっている弁護士たちは、この批准は違法だと確信している。「本来であれば、OAPI の登録制度を発足させた協定である『バンギ協定』を正式に修正し、特にマドリッド・プロトコル及びそれに基づく国際登録に言及した規定を盛り込むべきであり、この修正を行った後、修正版を各加盟国に送付して各国の立法府による批准を求めるのが筋であったはずである」と弁護士たちは主張する。彼ら

は、バンギ協定はその趣旨や効果を極めて具体的に定めているという事実を指摘し、例えば「加盟国は独自の知的財産登録制度を持ってはならないと同協定は明確に規定している。OAPI が加盟国に代わって知的財産権の登録を行うことも明記している。特定の知的財産権や国際協定（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定など）に具体的に言及している。他方で、同協定は、マドリッド・プロトコルないしそれに基づく国際登録には一切言及していない」と主張している。

<結び>

国際登録制度を通じて、アフリカの全諸国の半数以上に及ぶ 35 개국（上に列挙した国々）の全部ないし一部を 1 件の登録によってカバーすることができるが、上述のとおり、アフリカには国際登録に関して深刻な問題が存在する。

まず、以下のアフリカ諸国において商標保護を取得する手段としては、国際登録の利用を検討して良いであろう。

エジプト、マダガスカル、モロッコ、モザンビーク、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、チュニジア

これに対し、ボツワナ、ガーナ及びケニアにおいては、国際登録は、建前上は有効かつ権利行使可能であるが、これらの国を指定した国際登録については適切な審査がされず、それゆえ登録が第三者の先行権利と抵触する等の理由で攻撃を受けるという点で、その指定が脆弱なものとなりうるという懸念が存在することに、関心を払うべきである。

さらに、以下の国々における商標保護を取得する手段として国際登録制度を利用することには、リスクが伴うことを認識しておくのが良いであろう。その理由は、上述のとおり、上記の国々を指定した国際登録は無効かつ権利行使不能となる可能性があるからである。

レソト、リベリア、ナミビア、シエラレオネ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ

また、上述したように、OAPI 加盟国における商標保護を取得する手段としてマドリッド・プロトコルを利用する場合には加盟国において登録が無効又は権利行使不能となるリス

クが伴うことを考慮すれば、カメルーンに所在する OAPI 事務局に直接出願する方がよりリスクが小さいとも考えられる。

以上に挙げた問題によって、アフリカにおける商標保護は不透明なところがみられ、アフリカの商標制度に関する専門家の助言を仰ぐことが重要であろう。

(以上)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター2015年8月号 (Vol.2)

[著者]

Spoor & Fisher

Wayne Meiring

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2015年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。